

ロ 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例（租税特別措置法第68条の3関係）

③ 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

イ 民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例（租税特別措置法第6条、第41条の13、第67条の16関係）

ロ 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税（租税特別措置法第7条、第67条の13関係）

ハ 公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却（租税特別措置法第13条、第46条の2、第68条の31関係）

ニ 漁業経営改善計画を実施する者の漁船の割増償却（租税特別措置法第13条の4、第46条の4、第68条の33関係）

ホ 金属鉱業等鉱害防止準備金（租税特別措置法第20条、第55条の5、第68条の44関係）

ヘ 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金（租税特別措置法第20条の3、第55条の7、第68条の46関係）

ト 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例（租税特別措置法第42条の2、第67条の16関係）

チ ガス熱量変更準備金（租税特別措置法第56条の3、第68条の49関係）

リ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（租税特別措置法第62条、第68条の67関係）

ヌ 欠損金の繰戻しによる還付の不適用（租税特別措置法第66条の12、第68条の3の3、第68条の3の4、第68条の98関係）

ル マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税（租税特別措置法第75条関係）

ヲ 農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第76条関係）

ワ 農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第78条の2関係）

カ 漁業協同組合が水産業協同組合法の規定により漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第78条の2関係）

ヨ 卸売市場法の規定による認定に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第80条関係）

タ 特定目的会社（SPC）が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第83条の4関係）

レ 国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の還付（租税特別措置法第90条の6関係）

④ 次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。

イ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例（租税特別措置法第87条の5関係）

ロ 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例（租税特別措置法第88条の2関係）

ハ 約束手形に係る印紙税の税率等の特例（コマーシャル・ペーパーの税率の軽減）（租税特別措置法第91条の2関係）

8 その他

(1) 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者については、青色申告特別控除額を65万円（現行55万円）に引き上げることとする。なお、簡易な簿記の方法により記録している者に係る経過措置は、廃止する。（租税特別措置法第25条の2、附則第63条関係）

（注）上記の改正は、平成17年分以後の所得税について適用する。（附則第26条関係）

(2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく医療を加えることとする。（租税特別措置法第26条関係）

(3) 都市基盤整備公団が独立行政法人都市再生機構に改組されることに伴い、次の措置を講ずることとする。

① 独立行政法人都市再生機構が都市基盤整備公団から承継した業務のうち国土交通大臣の認可を受けた計画（以下「認可計画」という。）に係る業務が施行される場合において、当該認可計画の施行区域内の都市計画施設の用に供される土地等を有する個人又は法人が、平成16年7月1日から平成21年6月30日までの間に、当該認可計画に従って、当該土地等と当該機構の当該認可計画の施行区域内にある事業用地との交換をしたときは、一定の要件の下

で、課税の繰延べの特例を認める。（租税特別措置法第37条の9の3、第65条の15、第68条の85の2関係）

- ② 認可計画に基づき、都市計画施設の区域内の土地に関する権利を有する者が、平成16年7月1日から平成21年6月30日までの間に当該土地に関する権利との交換により独立行政法人都市再生機構が有する土地を取得した場合における所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の8（平成19年7月1日から平成21年6月30日までの間に取得する土地について行う所有権の移転登記については、1,000分の10）（本則1,000分の20）に軽減する。

（租税特別措置法第83条の3関係）

- (4) その他所要の税制の整備を行うこととする。

八 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正（第8条関係）

- 1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正に伴う規定の整備を行うこととする。（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

九 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正（第9条関係）

- 1 特定信託の受託者である外国法人に対して課する特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率を、30%（本則34.5%）とすることとする。（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第16条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

十 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成16年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

2. 政令案要綱

(1) 所得税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成16.3.30 閣議決定]

- 1 交通用具使用者の通勤手当について、通勤距離が片道45km以上の者の1月当たりの非課税限度額を24,500円（現行20,900円）に引き上げることとする。（第20条の2関係）

（注）上記の改正は、平成16年4月1日以後に受けるべき通勤手当について適用する。（附則第3条関係）

- 2 寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に、試験研究等の業務を行う地方独立行政法人を加えること等とする。（第217条関係）

- 3 国内に恒久的施設を有する一定の非居住者又は外国法人が支払を受ける一定の国内源泉所得に係る源泉徴収免除手続について、証明書の提示方式への改組に伴い、適用要件及び手続に関する規定の整備を行うこととする。（第304条～第306条、第330条、第331条、第333条関係）

- 4 外国法人である信託会社が受託した一定の信託につき運用段階で徴収された所得税の額について、その収益の分配の際に徴収して納付すべき所得税の額から控除する方法の細目を定めることとする。（第306条の2関係）

- 5 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則の規定による特例年金給付に係る源泉徴収の方法の整備を図ることとする。（第319条の4、第319条の7、第319条の9、附則第7条関係）

- 6 信託受益権の譲渡対価の受領者の告知制度について、告知義務のない公共法人

等の範囲、信託受益権の譲渡対価の支払を受ける者の告知の方法及び支払の都度告知を要しないこととする特例の対象、告知を受けた信託受益権の譲渡対価の支払者の本人確認の方法等を定めることとする。（第347条～第350条関係）

7 その他所要の規定の整備を行うこととする。

8 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成16年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

(2) 法人税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成16.3.30 閣議決定]

- 1 公益法人等の収益事業の範囲について、米穀安定供給確保支援機構が行う集荷円滑化対策業務に係る金銭貸付業等を除外するとともに、医療保健業の範囲の整備を行うこととする。(第5条関係)
- 2 連結法人株式の譲渡等に伴う連結個別利益積立金額等の増加又は減少の対象となる事由から連結法人間の適格合併に基因する譲渡等を除外することとする。
(第9条の2関係)
- 3 減価償却資産につき時価評価等が行われた場合の償却の方法等について整備を行うこととする。(第48条、第54条、第60条の2、第61条、第61条の3、第64条、第66条の2関係)
- 4 寄附金の損金不算入に対する特例制度の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に、試験研究等の業務を行う地方独立行政法人を加えること等とする。(第77条関係)
- 5 資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入制度について、繰越欠損金額から資本積立金額を控除しないこととする。(第118条、第155条の4関係)
- 6 連結中間納付額の調整計算の細目を定めることとする。(第155条の47関係)
- 7 外国法人である信託会社が受託する特定信託の各計算期間の所得に対する法人税について、所得の金額の計算方法等の細目を定めることとする。(第192条～第198条関係)

- 8 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 9 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成16年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

(3) 登録免許税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成16. 3. 30 閣議決定]

- 1 防災街区整備事業の施行に係る土地等に関する登記で課税するものの範囲を定めることとする。(第2条の3関係)
- 2 その他所要の規定の整備を図ることとする。
- 3 この政令は、平成16年4月1日から施行することとする。

(4) 消費税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成16. 3. 30 閣議決定]

- 1 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。（第5条、第14条関係）
- 2 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成16年4月1日から施行することとする。

- (5) 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律
施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成16.3.30 閣議決定]

- 1 第三国団体配当等の支払を受ける非居住者又は外国法人が提出する申告書の記載事項を定めることとする。(第2条の2関係)
- 2 特定配当等の支払を受ける居住者が提出する申告書の記載事項等を定めることとする。(第2条の3関係)
- 3 外国法人が支払を受ける株主等償還差益について、当該外国法人に対して還付する所得税の額の計算方法等を定めることとする。(第3条関係)
- 4 国内源泉所得を有する相手国居住者等が国税庁長官から受ける租税条約に規定する認定について、国税庁長官が当該認定を取り消すことができる場合等を定めることとする。(第5条関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6 この政令は、平成16年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

(6) 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成16. 3. 30 閣議決定]

1 住宅・土地税制

- (1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度について、損益通算の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額、繰越控除の対象となる通算後譲渡損失の金額の計算方法等を定めることとする。（第26条の7関係）
- (2) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度について、繰越控除の方法、譲渡資産に係る家屋の範囲、譲渡資産に係る住宅借入金等の範囲、損益通算の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額及び繰越控除の対象となる通算後譲渡損失の金額の計算方法その他この特例の適用に関し必要な事項を定めることとする。（第26条の7の2関係）
- (3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等について、その適用対象となる密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下「密集市街地整備法」という。）の防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡の範囲から除かれるもの等を定めることとする。（第20条の2、第38条の4関係）
- (4) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例について、密集市街地整備法の防災街区整備事業の施行により、適用対象となる権利変換を希望しない旨の申出に基づき補償金を取得したときにおいて、その申出につきやむを得ない事情があったと認められる場合等を定めることとする。（第22条、第39条関係）
- (5) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、密集市街地整備法の権利変換により取得した防災施設建築物の一部を取得する権利の譲渡等があった場合の防災旧資産のうち譲渡等があったものとみなされる部分の計算方法及び権利変換により取得した防災変換取得資産の取得価額の計算方法等を定めることとする。（第22条の3、第22条の6、第39条の2関係）
- (6) 密集市街地整備法に係る特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、対象となる譲渡資産の要件及び対象となる買換資産から除外されるものを定めることとする。（第25条、第39条の7、第39条の106関係）
- (7) 承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課

税の特例について、適用対象となる個人の有する土地等と独立行政法人都市再生機構の有する用地との交換をした場合において、当該用地とともに交換差金を取得した場合に課税の特例の対象から除かれる部分及び交換により取得した用地の取得価額の計算方法等を定めることとする。（第25条の7の3、第39条の9の3、第39条の109の2関係）

(8) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例について、住宅取得資金贈与者が年の中途において死亡した場合の書類の提出方法等について定めることとする。（第40条の5関係）

(9) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例について、特定受贈者が申告期限前に死亡した場合の書類の提出方法等について定めることとする。（第40条の5の2関係）

2 中小企業関連税制

(1) 相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例について、この特例の適用を受ける際に、譲渡する非上場株式の発行会社に提出する書類の記載事項等を定めることとする。（第5条の2関係）

(2) 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例について、特定割合から控除する割合等を定めることとする。（第40条の2の2関係）

3 金融・証券税制

(1) 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、転職者等の非課税継続適用期間を2年（現行1年）に延長することとする。（第2条の19、第2条の20関係）

(2) 公募株式投資信託の受益証券を買い取った証券業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例について、源泉徴収が免除される公募株式投資信託の収益の分配の額の計算方法等を定めることとする。（第4条の8関係）

(3) 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、適用対象となる登録金融機関又は投資信託委託業者に対する上場株式等の譲渡の範囲を定めることとする。（第25条の9関係）

(4) 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例について、所有する上場株式等について減資による払戻し等があった場合における取得費の計算方法の整備等を行うこととする。（第25条の10関係）

- (5) 特定口座を開設する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その特定口座に保管されていた上場株式等のすべてにつき、出国をした後その特定口座を開設している証券業者等の営業所に開設されている口座において引き続き保管の委託をし、かつ、帰国をした後その証券業者の営業所に再び設定する特定口座に保管の委託をしようとするときは、その出国の日までに当該証券業者等の営業所の長に特定口座継続適用届出書を提出する等一定の要件の下で、当該特定口座に当該上場株式等に移管することができることとする。（第25条の10の2、第25条の10の5関係）
- (6) 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例について、次の改正を行うこととする。
- ① 割引短期国債等に係る特定振替記載等の対象に適格外国仲介業者により開設された口座において行われる振替記載等を加える。（第26条の16関係）
 - ② 外国仲介業者から振替記載等を受けた特定振替国債等に係る帳簿の記載に関する細目等を定める。（第26条の18の2関係）
- (7) 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例制度について、適用対象とならない利子の範囲を定めることとする。（第27条の2関係）

4 年金税制

年齢が65歳以上である居住者が、その年中に支払を受ける特定の公的年金等の額が158万円（厚生年金基金から受ける年金給付及び一定の退職共済年金等については、80万円）未満であるときは、源泉徴収等を要しない特例を設けることとする。（第26条の27関係）

5 社会経済情勢の変化への対応

- (1) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の改正を行うこととする。（第6条の5、第28条の13関係）
- ① 離島振興対策実施地域に係る措置における同地域に類する地区を定める。
 - ② 過疎地域に類する奄美群島に係る措置における対象業種の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- (2) 特定再開発建築物等の割増償却制度について、特定都市河川浸水被害対策法の特定都市河川流域の雨水貯留浸透施設につき対象となる雨水貯留容量の最低限度を100立方メートル（現行200立方メートル）に引き下げた上、その対象が

ら雨水浸透阻害行為に係る対策工事により設置されるものを除外することとする。（第7条の2、第29条の5関係）

- (3) 保険会社等の異常危険準備金制度について、対象となる共済に地震災害を保障する火災共済を加えるとともに、火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例の適用期限を3年延長することとする。（第33条の5、第39条の83関係）
- (4) 銀行持株会社等の受取配当等の益金不算入等の特例について、対象となる銀行持株会社等と発行金融機関等との関係を定めることとする。（第39条の28関係）
- (5) 損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例について、負債利子控除の対象から除外される特別利子の範囲等を定めることとする。（第39条の28の2、第39条の124の2関係）
- (6) 投資法人に係る課税の特例について、特定目的会社の発行する優先出資証券のすべてを取得した場合の特例の対象となる不動産投資法人の要件等を定めることとする。（第39条の32の3関係）
- (7) 認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その対象となる株式の引受け等の範囲及び適用対象となる銀行等の範囲を定めることとする。（第42条の10関係）
- (8) 国産石油化学製品製造用灯油及び軽油に係る石油石炭税の還付措置について、その石油化学製品の範囲等を定めることとする。（第49条関係）
- (9) 使用済自動車に係る自動車重量税の還付手続等を定めることとする。（第51条の2関係）

6 特別税額控除、減価償却の特例等

- (1) 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度について、対象となる試験研究費の範囲から中小企業経営革新支援法の組合等又は特定組合等（沖縄振興特別措置法の特定組合等を除く。）が賦課する負担金を除外することとする。（第5条の3、第27条の4、第39条の39関係）
- (2) 中小企業者等又は中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度について、対象となる器具備品の取得価額の最低限度を120万円（現行100万円）に、リース費用総額の最低限度を160万円（現行140万円）にそれぞれ引き上げることとする。（第5条の5、第27条の6、第39条の41関係）

- (3) 公害防止用設備の特別償却制度について、畜産業を営む個人、法人又は連結法人のうち対象となるものの要件を定めることとする。（第5条の9、第28条、第39条の46関係）
- (4) 航空機の特別償却制度について、対象となる航空機の最大離陸重量を140トン以上（現行130トン以上）に引き上げることとする。（第28条、第39条の46関係）
- (5) 再商品化設備等の特別償却制度について、基準取得価額要件を適用する再商品化設備等の範囲に再生資源を利用した製品を製造するための一定の機械その他の減価償却資産を追加するとともに、その基準取得価額を取得価額の100分の75相当額とする。（第6条の3、第28条の12、第39条の55関係）
- (6) 公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却制度について、乗降補助装置付自動車に係る基準取得価額を取得価額の100分の20相当額（現行100分の25相当額）に引き下げることとする。（第6条の8、第29条の2、第39条の60関係）
- (7) 倉庫用建物等の割増償却制度について、対象となる倉庫用建物等の要件の見直しを行うこととする。（第8条、第29条の6、第39条の65関係）

7 その他

- (1) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、対象となる負担金から高度な技術を開発し又は利用する工業の開発に資するための業務に係る負担金を除外することとする。（第18条の3、第39条の22関係）
- (2) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度について、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び地方独立行政法人（一定の業務を主たる目的とするもの又は公立大学法人に限る。）に対する財産の贈与等である場合には、国税庁長官の承認要件のうち一定の要件を不要とすることとする。（第25条の17関係）
- (3) 国外関連者との取引に係る課税の特例について、独立企業間価格の算定方法に取引単位営業利益法を加えることとする。（第39条の12、第39条の35の5、第39条の112関係）
- (4) 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例について、その適用要件である類似法人の総負債の額の純資産の額に対する比率は、類似法人の過去3年内のいずれかの事業年度の比率とすることとする。（第39条の13、第39条の35の

6、第39条の113関係)

- (5) 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度について、適用対象となる法人の範囲に、国立大学法人、大学共同利用機関法人、一定の地方独立行政法人及び公立大学法人を加えることとする。(第40条の3 関係)
- (6) その他所要の規定の整備を行うこととする。

8 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成16年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

- (7) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成16.3.30 閣議決定]

- 1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、再建住宅借入金等の金額及び他の住宅借入金等の金額を有する場合の住宅借入金等特別控除額の計算方法の整備を行うこととする。（第14条の2 関係）

（注）上記の改正は、平成16年以後の各年に係る住宅借入金等特別控除額について適用する。（附則第2条 関係）

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

- 3 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成16年4月1日から施行することとする。（附則第1条 関係）

3. 附帯決議

(1) 所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平成16. 3. 5 衆議院財務金融委員会]

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 財政の持続可能性に対する懸念に対して、中長期的な財政構造健全化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化に努めるとともに、歳入の根幹をなす税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税のあり方についての抜本的見直しを行い、持続的経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。
- 一 租税特別措置については、政策目的、政策効果、利用状況等を勘案しつつ、今後とも一層の整理・合理化を推進すること。
- 一 納税者数・滞納状況等に見られる納税環境の変動、経済取引の国際化・高度情報化による業務の一層の複雑・困難化、更には滞納整理等に伴う事務量の増大にかんがみ、複雑・困難であり、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、税負担の公平を確保する税務執行の重要性を踏まえ、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配意し、今後とも処遇の改善、定員の確保、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を行うこと。
- 一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の広域化・複雑化及び電子化等の拡大が進む状況下で、従来にも増した税務執行体制の整備と、事務の機械化の充実に特段の努力を行うこと。

(2) 所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平成16. 3. 26 参議院財政金融委員会]

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。
- 一 国際課税全般にわたり、国際的な投資交流の促進と課税の適正化に向けた取組を一層進めること。
- 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
- 一 急速に進展する高度情報化社会において、経済取引の国際化・複雑化及び電子化等の拡大に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、機構・定員の充実・確保を行うとともに、職場環境の整備及び事務に関する機械化の充実に特段の努力を払うこと。

(二) 地方税関係

1. 法律案要綱

- (1) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案要綱

[平16. 2. 6 閣議決定]

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、市町村民税の均等割に係る人口段階別の税率区分の廃止等の個人住民税均等割の見直し、商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の条例による減額を可能とする制度の創設、固定資産税の制限税率の廃止等の課税自主権の拡大、軽油引取税に係る罰則の強化等の措置を講ずるほか、狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税を創設するとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 道府県内又は市町村内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに対する均等割の非課税措置を廃止すること。(第24の5、第295条関係)
- 2 老年者控除を廃止すること。(第34条、第314条の2関係)
- 3 市町村民税の個人の均等割の標準税率について、人口段階別の税率区分を廃止し、これを3,000円(年額)に統一すること。(第310条関係)
- 4 欠損金の繰越控除制度に関する国税の諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。(第53条、第321条の8関係)
- 5 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に35万円(現行36万円)を加算した金額)以下である者については、道府県民税及び市町村民税の所得割を課さないものとする。(附則第3条の3関係)
- 6 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除について、その個人が譲渡資産の譲渡をした年の一定の日において当該譲渡資産の取得